第38回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 平成29年5月31日(水曜日) 開催場所 標 茶 町 役 場 議 場

○議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名について
- 第 2 会期決定について
- 第 3 会務報告

第	4	報告第115号	農用地の賃貸借に係る合意解約について	4件
第	5	報告第116号	農用地利用関係調整・あっせん申出に係る	
			あっせん委員の指名について	7件
第	6	議案第188号	現況証明願について	1件
第	7	議案第189号	農業振興地域整備計画の変更について	1件

第 8 議案第190号 農地法第3条の規定による許可申請について 5件 第 9 議案第191号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件

第10 議案第192号 農地法第5条の規定による許可申請について 1件

第11 議案第193号 農用地利用集積計画の作成の要請について 12件

○出席委員(14名)

 1番 橘
 澄子 君
 3番 甲斐やす子 君
 4番 高松 俊男 君

 6番 髙橋 政寿 君
 7番 笛木 眞一 君
 8番 佐藤 肇 君

 9番 武藤 利勝 君
 10番 大泉 義明 君
 11番 佐藤 徳市 君

 12番 澁谷 洋 君
 13番 山本 志伸 君
 14番 嶋中 勝 君

15番 鈴木 義次 君 16番 佐瀬 日出夫君

○議事参与の制限を受けた委員(1名)

番 君

○欠席委員(1名)

2番 熊谷 英二 君

○その他出席者

 事務局長
 相撲
 浩信
 君
 振興係長
 若松
 務
 君

 主
 任
 高橋
 望
 君
 主
 事
 湊谷
 省吾
 君

(会長 佐瀬日出夫君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長(佐瀬日出夫君) 只今から第38回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は14名、欠席1名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、 本総会は成立致しました。

(午前10時18分開会)

◎開会の宣告

○会長(佐瀬日出夫君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

15番・鈴木君 1番・橘 君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第2。会期決定を議題と致します。 第38回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思います。 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。 よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

〇会長(佐瀬日出夫君) 日程第3。会務報告を行います。 会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第115号

〇会長(佐瀬日出夫君) 日程第4。報告第115号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、 内容4件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号4まで内容4件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。 よって、番号1から番号4まで内容4件を一括議題と致します。 事務局より内容説明させます。 振興係若松君。

○振興係(若松 務君) はい。

報告第115号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知が あったので報告するものであります。

合意解約の通知があった土地の表示、別紙のとおり4件であります。

番号1。

賃貸人、さん。賃借人、さん。

土地の表示、字上オソツベツ原野基線48-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、4,798㎡外11筆、合計の面積が359,510㎡。

設定内容は、賃貸借。

契約年月日は、平成23年6月3日。

契約期間は、平成23年6月3日から平成33年6月2日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日は、平成29年4月20日であります。

番号2。

賃貸人、、さん。賃借人、さん。

土地の表示、字虹別438-6の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積は、126, 334㎡。

設定内容は、賃貸借。

契約年月日は、平成19年9月28日。

契約期間は、平成19年9月28日から平成29年9月27日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日は、平成29年4月27日であります。

番号3。

賃貸人、、さん。賃借人、、さん。

土地の表示、字上オソツベツ原野6線西2-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積は、18,474㎡外4筆、合計の面積は、62,836㎡です。

設定内容は、賃貸借。

契約年月日は、平成20年8月15日。

契約期間は、平成20年8月15日から平成30年8月14日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日は、平成29年5月8日であります。

番号4。

賃貸人、、、さん賃借人、さん。

土地の表示、字標茶534-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、61,036㎡。

設定内容は、賃貸借。

契約年月日は、平成28年11月30日。

契約期間は、平成28年11月30日から平成33年11月29日。

賃貸借の解約が合意された年月日は、平成29年5月11日であります。

以上です。

○会長(佐瀬日出夫君)以上をもって、番号1から番号4まで内容4件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀨日出夫君)ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀨日出夫君) ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第115号、内容4件は報告のとおり承認されました。

◎報告第116号

〇会長(佐瀬日出夫君) 日程第5。報告第116号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係る あっせん委員の指名について内容7件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号7まで内容7件について審議の都合上一括議題に供したいと思います。 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号7まで内容7件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係(湊谷省吾君) はい。

報告第116号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。

指名したあっせん委員は、別紙のとおり7件となっております。

番号1。

あっせん申出者、

さん。

申出面積、2.2ha。

指名年月日、平成29年4月20日。

申出の種類、売買。

指名あっせん委員、橘委員、甲斐委員、武藤委員。

なお、番号1から番号7まで申出の種類が、番号1から番号4まで指名年月日が同じであるため、 説明を省略させていただきます。

番号2。

あっせん申出者、

申出面積、61.6ha。

指名あっせん委員、笛木委員、山本委員、鈴木委員。

番号3。

申出面積、57.6ha。

指名あっせん委員、髙橋委員、髙松委員、澁谷委員。

なお、番号3から番号4まで指名あっせん委員が同じであるため省略させていただきます。 番号4。

あっせん申出者、

申出面積、4.8 h a。

番号5。

申出面積、43.7ha。

指名年月日、平成29年4月21日。

指名あっせん委員、髙橋委員、髙松委員、大泉委員。

番号6。

あっせん申出者、

さん。

申出面積、9.9ha。

指名年月日、平成29年5月1日。

指名あっせん委員、髙橋委員、髙松委員、澁谷委員。

番号7。

あっせん申出者、
、
さん。

申出面積、33.6ha。

指名年月日、平成29年5月10日。

指名あっせん委員、熊谷委員、髙橋委員、高松委員、澁谷委員。

以上です。

○会長(佐瀬日出夫君)以上をもって、番号1から番号7まで内容7件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君)ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第116号、内容7件は報告のとおり承認されました。

◎議案第188号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第6。議案第188号、現況証明願について、内容1件を議題と致 します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長(若松 務君) はい。

議案第188号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況 証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり1件であります。

番号1。

土地の所在、字クチョロ原野330-2。

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積、30,286㎡。

農地区分は、一般民有地。

利用状況は、未利用地。

所有者名、申請者名共に

調査委員氏名は、熊谷委員、高松委員、髙橋委員、澁谷委員。

調査年月日は、平成29年5月18日であります。

なお、調査結果につきまして、髙橋委員より報告をお願い致します。

- ○会長(佐瀨日出夫君) 6番·髙橋君。
- ○6番(髙橋政寿君) 6番・髙橋です。

議案第188号、番号1について報告致します。

5月11日付けで調査依頼があり、5月18日に調査してまいりました。

調査委員につきましては、熊谷委員、高松委員、澁谷委員と事務局から若松係長、湊谷主事と私、 の案内で、現地調査を行っております。

現地の状況は、配布資料1ページから2ページをご覧下さい。

この土地は、山林に囲まれた袋地となっており、笹や古木に覆われ、過去から未利用地となっております。

現地調査の結果、農地採草放牧地以外であることを確認しました。

詳細につきましては、ただいま事務局が説明したとおりです。

以上報告終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号1について事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、6番・髙橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第188号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第189号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第7。議案第189号、農業振興地域整備計画の変更について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係(湊谷省吾君)はい。

議案第189号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に 基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

区分、用途区分変更。

地番、字虹別原野61線88-3。

現況地目、畑。

面積、14,851.45㎡。

事業計画の名称、スラリーストア、スタック施設整備事業。

事業開始、変更後。

事業の規模等、スラリーストア502.69㎡、スタック2,000㎡。

土地所有者、
さん。

事業の必要性、緊急性、新たに農業用施設を整備するものであります。

他法令の許認可の見通し、農地法第4条申請中。

土地選定の理由、当該地は、農業用施設の建設に営農上最適であるとともに周辺には農用地以外 に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものです。

番号1につきましては、報告を笛木委員にお願いしたいと思います。

宜しくお願い致します。

- ○会長(佐瀬日出夫君) 7番・笛木君。
- ○7番(笛木 眞一君) 7番·笛木。

議案第189号、番号1について報告致します。

5月10日に事務局より調査の依頼があり、5月23日に鈴木委員、山本委員と事務局より相撲局長、湊谷主事と私で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の3ページから6ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は、 で酪農を営む さんが所有地に農業用施設を建設するために、 農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

この変更を受けようとする土地の表示及び状況、面積は記載のとおり確認しています。

変更しようとする内容及び、目的、計画についても記載のとおり確認しております。

今回の変更面積につきましては、農業用施設の建設としては妥当な面積と判断致します。

周辺には農用地等以外の代替地もなく、周辺農用地への影響も軽微なことからやむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられ

ました7番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第189号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第190号

〇会長(佐瀬日出夫君) 日程第8。議案第190号、農地法第3条の規定による許可申請についてを内容5件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号2まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係(湊谷省吾君) はい。

議案第190号について説明させていただきます。

農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による農地等の権利移転(設定)の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり5件となっております。

番号1。

貸付人、 借受人、 ん。

土地の所在、字阿歴内6-44。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、40,904㎡外15筆、合計面積は357,336㎡となっております。

契約の種類、使用貸借(許可日から20年間)。

権利移転設定の理由、貸付人は植生を維持するために収穫して貰いたい、借受人は貸主の要望による。

世帯員又は構成員、貸付人が世帯員5名、借受人の構成員が2名となっております。

畑につきましては、貸付人の経営地が357,336㎡となっております。

続いて番号2。

貸付人、 借受人、 λ_{\circ}

土地の所在、字阿歴内2-4。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、12,739㎡外12筆、合計面積は742,588㎡となっております。

契約の種類、使用貸借(許可日から20年間)。

権利移転設定の理由、貸付人は植生を維持するために収穫して貰いたい、借受人は貸主の要望に よる。

世帯員又は構成員、貸付人が5名、借受人が2名となっております。

畑につきましては、貸付人の経営地が742、588㎡となっております。

番号1、番号2につきまして、調査委員であります武藤委員から報告をよろしくお願い致します。

- ○会長(佐瀨日出夫君) 9番·武藤君。
- ○9番(武藤利勝君) 9番・武藤です。

議案第190号、番号1、2について報告致します。

5月10日に事務局より調査依頼がありまして、5月25日に現地調査及び

さんに聞き取り調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

貸付人の さん、 さんは、植生を維持するため、借受人の さんは、 貸主の要望により今回の申請となりました。

の労働力及び農機具の所有状況、家畜の使用状況は申請書のとおり確認しました。

が申請地を借受けたあと、この農地すべてを効率的に利用し、事業を行うかに ついても、この農地すべてを効率的に利用すると認められます。

今回の申請は農地所有適格法人としての申請でありますので、4つの要件を満たしているかについて審査しました。

まず、形態要件は譲渡制限のある株式会社ということで登記されており、問題ありません。

事業要件は、事業内容、売り上げの中心が生乳の生産となっており問題ないと考えます。

売り上げについては、次年度の農地所有適格法人報告書を確認することとなります。

構成員の要件につきましては、 さん、 さんが会社に出資する構成員となっており、いずれも150日以上農業に従事することが計画されており、要件は満たしております。

業務執行役員要件についても、構成員2名が役員であり年間60日以上農作業に従事することが計画されており、問題ないと判断致しました。

以上、農地所有適格法人となるための4要件を満たしております。

また、 の農地所有面積は借受後、合計面積が約114haとなりますので、下限面積要件は満たしています。

事業の内容並びに農地の位置、及び規模からみて周辺農地への影響はなく、効率的に利用される と認められます。

これらの農地法第3条第2項の各要件の結果から、許可については妥当だと判断致しました。以上で報告終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました9番・武藤君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀨日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件については原案可決されました。

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係(湊谷省吾君) はい。

番号3について説明させていだだきます。

譲渡人、、さん。譲受人、、さん。

土地の所在、字熊牛原野22線東32-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、21,263㎡外1筆、合計面積は55,067㎡となっております。

契約の種類、交換。

権利移転設定の理由、双方利便性のため交換する。

世帯員又は構成員、譲渡人、譲受人共に2名となっております。

畑につきましては、譲渡人が602, 179 ㎡、譲受人が2, 149, 786 ㎡となっております。

経営の状況については省略させていただきます。

番号3につきましては、調査委員であります佐藤肇委員より報告をお願い致します。

- ○会長(佐瀨日出夫君) 8番·佐藤肇君。
- ○8番(佐藤 肇君) 8番・佐藤です。

議案第190号、番号3について報告致します。

5月10日に調査依頼があり、5月14日に調査をしてまいりました。

土地の状況、また契約の内容等を申請書のとおり確認しました。

この申請は、お互いの利便性を考慮して、交換分合により、利用集積を図りたいということでござます。

さん、 さんとも認定農業者となっており権利取得後、全地を効率的に利用し、また年間 を通じて農作業に常時従事すると認められます。

よって、農地法第3条第2項の各要件を満たしており、申請に問題ないと考えております。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上報告終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号3について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました8番・佐藤肇君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀨日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

続いて番号4を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係(湊谷省吾君) はい。

番号4について説明させていだだきます。

譲渡人、、さん。譲受人、、さん。

土地の所在、字奥熊牛原野基線13-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、43,202㎡外7筆、合計面積は69,566㎡となっております。

契約の種類、交換。

権利移転設定の理由、双方利便性のため交換する。

世帯員又は構成員、譲渡人、譲受人共に2名となっております。

畑につきましては、譲渡人が 2, 149, 786 ㎡、譲受人が 602, 179 ㎡ となっております。

経営の状況については省略させていただきます。

番号4につきましては、調査委員であります佐藤肇委員より報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 休憩致します。

休憩 午前10時46分 再開 午前10時46分

- ○会長(佐瀬日出夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
- ○会長(佐瀬日出夫君) 8番·佐藤肇君。
- ○8番(佐藤 肇君) 8番・佐藤です。

議案第190号、番号4について報告致します。

5月10日に調査依頼があり、5月14日に調査をしてまいりました。

内容につきましては、番号3と同じでございますので省略致します。

以上報告終わります。

〇会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号4について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました8番・佐藤肇君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号4については原案可決されました。

続いて番号5を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係(湊谷省吾君) はい。

番号5について説明させていだだきます。

譲渡人、 譲受人、

No.

土地の所在、字上多和16-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、106, 841 ㎡外 71 筆、合計面積は1, 118, 681 ㎡ となっております。 契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人、譲受人共に営農合理化のためとなっております。

資金調達の方法及び価格、農協借入54,680,865円となっております。

世帯員又は構成員についてですが、譲渡人の世帯員が6名、譲受人の構成員が2名となっております。

畑につきましては、譲渡人の経営地が870、362㎡となっております。

経営の状況については省略させていただきます。

番号5につきましては、調査委員であります大泉委員より報告をお願い致します。

- ○会長(佐瀬日出夫君) 10番・大泉君。
- ○10番(大泉 義明君) 10番・大泉。

議案第190号、番号5について報告致します。

5月10日に事務局より調査依頼があり、5月19日に現地調査をしてまいりました。

さんに聞き取りを行ってまいりました。

許可を受けようとする、土地の表示及び、状況は記載のとおり確認しました。

譲渡人の 共に、営農合理化のため今回の申請となりました。

の労働力、並びに農機具の所有状況、家畜の使用状況は申請書のとおり確認 しました。

が申請地を譲受けた後、農地すべてを効率的に利用し、事業を行うかについても、この農地すべてを効率的に利用すると認められます。

今回の申請は、農地所有適格法人としての申請でありますので、4つの要件を満たしているかについて審査しました。

まず、形態要件は株式の譲渡制限のある株式会社ということで登記されており、問題ありません。 事業要件は、事業内容、売り上げの中心が生乳の生産となっており問題ないと考えます。

売り上げについては、次年度の農地所有適格法人報告書で確認することとなります。

構成員の要件については、 さんが会社に出資する構成員となっており、150日以上農業に従事することが計画されており、要件は満たしております。

業務執行役員要件についても、構成員2名が役員であり年間60日以上農作業に従事することが計画されており、問題ないと判断致しました。

以上、農地所有適格法人となるための4要件を満たしており、また、

所有面積は取得後、合計面積が約111.8haとなりますので、下限面積要件は満たしています。 事業の内容並びに農地の位置、及び規模からみて、周辺農地への影響はなく、効率的に利用されると認められます。

これら農地法第3条第2項の各要件の調査の結果から、許可については妥当と判断致します。 以上報告終わります。

〇会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号5について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました10番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号5については原案可決されました。

以上をもって、議案第190号、内容5件は原案可決されました。

◎議案第191号

〇会長(佐瀬日出夫君) 日程第9。議案第191号、農地法第4条の規定による許可申請について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係(湊谷省吾君) はい。

議案第191号について説明致します。

農地法第4条の規定による許可申請について、農地法第4条の規定による農地転用の許可申請が あった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

転用者、

さん。

土地の所在、字虹別原野61線88-3の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、14,851.45㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

転用目的、スラリーストア・スタックの建設。

転用計画内容、期間、許可日の日から永久。

スラリーストア1棟、502.69㎡。

スタック4基、2,000㎡。

事業費、68,040,000円。

なお番号1につきましては、調査を笛木委員、山本委員、鈴木委員に依頼しておりますが、笛木

委員より報告をお願いします。

- ○会長(佐瀨日出夫君) 7番·笛木君。
- ○7番(笛木 眞一君) 7番·笛木。

議案第191号、番号1について報告致します。

5月10日に調査依頼があり、5月23日に鈴木委員、山本委員と事務局より相撲局長、湊谷主事と私で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の3ページから6ページに記載されていますのでご覧下さい。

申請者は で営農する さんが、スラリーストア及びスタックの建設をするため農地の永久転用を申請するものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、また転用しようとする面積は、記載のとおり確認しています。

農地区分は、農振農用地区域内にある農地と判断致します。

転用しようとする内容及び転用目的、転用計画つきましては、記載のとおり確認しております。 実行性、信用力については、転用にかかわる行為を遂行できると認められ、転用面積についても 妥当な面積と判断を致します。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

農振農用地区域内の農地は原則不許可ですが、今後も営農を続けるうえで必要な施設の建設であることから、この転用については問題ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

〇会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました7番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀨日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀨日出夫君) ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第191号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第192号

〇会長(佐瀬日出夫君) 日程第10。議案第192号、農地法第5条の規定による許可申請について、内容1件を議題といたします。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係(湊谷省吾君) はい。

議案第192号について説明させていただきます。

農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による農地等転用のための権 利移転(設定)の許可申請があった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

所有者、

転用者、

さん。

さん。

土地の所在、字中チャンベツ原野南2線東13-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、6,759.68㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域用途区分変更手続中(軽微な変更)。

契約内容、使用貸借。

転用目的、スラリーストア・スタックの建設。

転用計画内容、期間、許可日から永久。

転用面積、スラリーストア1棟668.93㎡、スタック4基1,900㎡。

事業費、30,240,000円。

番号1につきましては、調査委員を橘委員、甲斐委員、武藤委員、佐藤徳市委員に依頼しておりますが、報告を佐藤徳市委員にお願いしたいと思います、宜しくお願い致します。

- ○会長(佐瀨日出夫君) 11番·佐藤徳市君。
- ○11番(佐藤 徳市君) 11番·佐藤。

議案第192号、番号1について報告いたします。

5月10日に事務局より調査の依頼があり、5月15日に橘委員、甲斐委員、武藤委員と、事務局より相撲局長と、湊谷主事と私で現地調査を行いました。

申請地は参考資料7ページから10ページに記載されていますのでご覧下さい。

申請者は借主の さんで、貸主の さんの土地に、農業用施設の設置を目的とし、転用の申請をするものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、また転用しようとする面積は記載のとおりと確認しています。

農地区分は、農振農用地区域内の農地と判断致します。

転用しようとする契約内容及び転用目的、転用計画については記載のとおり確認しております。 実行性、信用力については、転用に係る行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当 な面積と判断致します。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

農振農用地区域内の農地は原則不許可ですが、今後も営農を継続するために必要な施設の建設ということから、この転用については問題ないものと判断致しました。

以上で報告終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました11番・佐藤徳市君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。 以上をもって、第192号内容1件は原案可決されました。

◎議案第193号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第11。議案第193号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容12件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号2まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長(若松 務君) はい。

議案第193号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画、別紙のとおり12件であります。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、

利用権の設定等をする者、

さん。

土地の所在、字中チャンベツ原野636-1の内。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積が、1,076㎡。

利用権設定等の種類は、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、使用貸借。

利用権の期間は、平成29年6月2日から平成39年6月1日まで。

土地の引渡時期は、平成29年6月2日。

金額は、無償。

支払方法は、なしとなっております。

なお、番号2につきまして、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、金額、支払方法について番号1と同じですので、説明を省略させていただきます。

番号2。

利用権の設定等を受ける者、

さん

土地の所在、字中チャンベツ原野636-2の内。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積、728㎡。

なお、番号1、番号2につきましては佐藤徳市委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

- ○会長(佐瀬日出夫君) 11番·佐藤德市君。
- ○11番(佐藤德市君) 11番·佐藤。

議案第193号番号1、2について報告致します。

5月11日付けで調査依頼がありまして、5月20日に調査をしてまいりました。

利用権設定等の農地については、新規の使用貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主のことさんは相手方要望により農地を貸付するものです。

借主のさん、さんは、農地を借受け飼料の確保を図るということでした。

この使用貸借契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して、耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断致しました。 詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上報告を終わります。

〇会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号1から番号2まで内容2件について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました11番・佐藤徳市君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件については原案可決されました。

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長(若松 務君) はい。

番号3について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

利用権の設定等をする者、

きん。

土地の所在、字チャンベツ原野142の内。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積は、23,006㎡外2筆、合計の面積が129,789㎡。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成29年6月2日から平成39年6月1日まで。

土地の引渡時期は、平成29年6月2日。

金額は、年間208,000円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号3につきましては甲斐委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

- ○会長(佐瀬日出夫君) 3番・甲斐君。
- ○3番(甲斐やす子君) 3番・甲斐です。

議案第193号番号3について報告致します。

5月11日付けで調査依頼がありまして、5月16日に調査してまいりました。

利用権設定等の農地については、新規の賃貸契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主のさんは相手方要望により農地を賃貸するものです。

借主の さんは、安定した粗飼料の確保を図るため、この賃貸契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して、耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断致しました。 詳細につきましては、事務局説明のとおりでございます。

以上報告終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号3について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました3番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀨日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

続いて番号4を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長(若松 務君) はい。

番号4について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、

しゅの武士 ウロイ・ン・バッコ F の コのは

土地の所在、字中チャンベツ150-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、12,454㎡外16筆、合計の面積は、129,282㎡です。

利用権設定等の種類は、貸借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成29年6月2日から平成34年6月1日まで。

18

さん。

土地の引渡時期は、平成29年6月2日。

金額は、年間354,395円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号4につきましては佐藤徳市委員に現地調査を依頼しておりますので、報告をお願いい たします。

- ○会長(佐瀨日出夫君) 11番·佐藤德市君。
- ○11番(佐藤德市君) 11番·佐藤。

議案第193号番号4について報告致します。

5月11日付けで調査依頼がありまして、5月20日に調査に行ってまいりました。

利用権設定等の農地については、継続の賃貸契約であり、記載のとおり確認しております。

さんは、相手方要望により農地を賃貸するものです。

さんは、農地を借受け飼料の確保を図るということでした。

この賃貸契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して 耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断いたしまし た。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上報告を終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号4について事務局の説明、並びに現地調査にあたられ ました11番・佐藤徳市君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号4については原案可決されました。

続いて番号5を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長(若松 務君) はい。

番号5について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

利用権の設定等をする者、

土地の所在、字チャンベツ原野西3線南31-1。

地目は、登記簿、山林。

現況、畑。

面積、21,047㎡です。

利用権設定等の種類は、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、使用貸借。

利用権の期間は、平成29年6月2日から平成49年6月1日まで。

土地の引渡時期は、平成29年6月2日。

金額については、無償。

支払方法は、なしとなっております。

なお、番号5につきましては甲斐委員に現地調査を依頼しておりますので、報告をお願い致します。

- ○会長(佐瀬日出夫君) 3番·甲斐君。
- ○3番(甲斐やす子君) 3番・甲斐です。

議案第193号番号5について報告致します。

5月11日付けで調査依頼がありまして、5月16日に調査してまいりました。

利用権設定等の農地については、新規の使用貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主のさんは相手方の要望により農地を貸付するものです。

借主のされば、安定した粗飼料の確保を図るということでした。

この使用貸借契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して

耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりでございます。

以上報告終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号5について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました3番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号5については原案可決されました。

続いて番号6を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長(若松 務君) はい。

番号6について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、

利用権の設定等をする者、

土地の所在、字塘路284-5。

地目は、登記簿、現況共に畑。

20

面積は、20,871㎡。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成29年6月2日から平成39年6月1日まで。

土地の引渡時期は、平成29年6月2日。

金額は、年間61,500円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号6につきましては武藤委員に現地調査を依頼しておりますので、報告をお願いします。

- ○会長(佐瀨日出夫君) 9番·武藤君。
- ○9番(武藤利勝君) 9番·武藤。

議案第193号番号6について報告致します。

5月11日付けで調査依頼がありまして、5月27日に調査してまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、新規の賃貸契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主のこととさんは、相手方の要望で農地を賃貸するものです。

借主のさんは、農地を借受け自給飼料を確保するとのことでした。

この賃貸契約につきましては、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断致しました。 詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

〇会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号6について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました9番・武藤君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀨日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号6については原案可決されました。

続いて番号7を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長(若松 務君) はい。

番号7について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、

利用権の設定等をする者、

2 N

土地の所在、字虹別438-6の内。

地目は、登記簿、現況共に畑。

面積は、126, 334㎡です。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成29年6月2日から平成29年9月27日まで。

土地の引渡時期は、平成29年6月2日。

金額は、年間404,000円。

支払方法は、毎年11月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号7につきましては山本委員に現地調査を依頼しておりますので、報告をお願い致しま す。

- ○会長(佐瀨日出夫君) 13番·山本君。
- ○13番(山本志伸君) 13番·山本。

議案第193号番号7について報告します。

5月11日付けで事務局より調査依頼がありまして、5月12日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主のさんは、相手側の希望により農地を貸付するものです。

借主のさんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定就農者になっており、農用地の全てを効率的に利用して耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断致しました。 詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上報告を終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号7について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました13番・山本君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「あり」の声あり)

- ○会長(佐瀨日出夫君) 4番·高松君。
- ○4番(高松俊男君) はい、高松ですけれども、この賃貸は1年となってるんですけれども、ミスプリントではないんですよね。

29年秋までということですよね。

- ○会長(佐瀨日出夫君) 振興係長若松君。
- ○振興係長(若松 務君) はい。

間違いではありません。

- ○4番(高松俊男君) 来年度以降のことは、まだわからないの。
- ○振興係長(若松 務君) 賃貸の申出があった時にですね、秋にあっせんに出したいという所有者の意向があるということで聞いておりました。
- ○4番(高松俊男君) とりあえずということですね。
- ○振興係長(若松 務君) はい。
- ○4番(高松俊男君) 了解しました。
- ○会長(佐瀬日出夫君) 他にご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀨日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号7については原案可決されました。

続いて番号8を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長(若松 務君) はい。

番号8について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、

利用権の設定等をする者、

土地の所在、字虹別450-1。

地目は、登記簿、現況共に畑。

面積は、57,380㎡外1筆、合計の面積は、99,817㎡。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成29年6月2日から平成34年6月1日まで。

土地の引渡時期は、平成29年6月2日。

金額は、年間288,057円。

支払方法は、毎年5月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号8につきましては山本委員に現地調査を依頼しておりますので、報告をお願い致します。

- ○会長(佐瀬日出夫君) 13番·山本君。
- ○13番(山本志伸君) 13番・山本。

議案第193号番号8について報告致します。

5月11日付けで事務局より調査依頼がありまして、5月12日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主のさんは、相手側の希望により農地を貸付するものです。

借主のということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断致しました。 詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上報告を終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号8について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました13番・山本君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀨日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀨日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号8については原案可決されました。

続いて番号9を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長(若松 務君) はい。

番号9について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、

利用権の設定等をする者、

さん

土地の所在、字標茶793-6。

地目は、登記簿、現況共に畑。

面積は、36,979㎡外1筆、合計の面積は、46,012㎡です。

利用権設定等の種類は、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、使用貸借。

利用権の期間は、平成29年6月2日から平成39年6月1日まで。

土地の引渡時期は、平成29年6月2日。

金額は、無償。

支払方法は、なしとなっております。

なお、番号9につきまして山本委員に現地調査を依頼しておりますので、報告をお願い致します。

- ○会長(佐瀬日出夫君) 13番·山本君。
- ○13番(山本志伸君) 13番・山本。

議案第193号番号9について報告します。

5月11日付けで事務局より調査依頼がありまして、5月12日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、新規の使用貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主のさんは、相手側の希望により農地を貸付するものです。

借主のさんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この使用貸借契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断致しました。 詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上報告を終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号9について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました13番・山本君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。 これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号9については原案可決されました。

続いて番号10を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長(若松 務君) はい。

番号10について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、

利用権の設定等をする者、

さん。

土地の所在、字虹別原野234-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、93,322㎡外30筆、合計の面積は479,876㎡です。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、大変申し訳ございません。

利用権設定等の内容ですが、普通畑に加えて採放地をお願い致します。

申し訳ございません。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成29年6月2日から平成39年6月1日まで。

土地の引渡時期は、平成29年6月2日。

金額は、年間1,480,000円。

支払方法、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号10につきましては山本委員に現地調査を依頼しておりますので、報告についてお願い致します。

- ○会長(佐瀬日出夫君) 13番・山本君。
- ○13番(山本志伸君) 13番·山本。

議案第193号番号10について報告致します。

5月11日付けで事務局より調査依頼がありまして、5月12日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主のさんは、相手方の希望により農地を貸付するものです。

借主のことでした。
は、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断致しました。 詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上報告を終わります。

〇会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号10について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました13番・山本君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号10については原案可決されました。

続いて番号11を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長(若松 務君) はい。

番号11について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、

州川惟の欧定寺と文ける名

、 、 さん。

利用権の設定等をする者、

土地の所在、字上オソツベツ原野6線西2-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積は、18,474㎡外11筆、合計の面積は、114,562㎡です。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成29年6月2日から平成39年6月1日まで。

土地の引渡時期は、平成29年6月2日。

金額は、年間114,500円。

支払方法は、毎年12月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号11につきましては澁谷委員に現地調査を依頼しておりますので、報告をお願い致します。

- ○会長(佐瀬日出夫君) 12番・澁谷君。
- ○12番(澁谷 洋君) 12番・澁谷。

議案第193号番号11について報告致します。

5月11日付けで調査依頼がありまして、5月16日に調査してまいりました。

利用権設定等の農地については、継続の賃貸契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主のさんは、すでに休農されていて農地を賃貸するものです。

借主の さんは、農地を借受け経営規模を拡大し、粗飼料を確保するということでした。 この賃貸契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用し 耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断しました。 詳細につきましては、事務局の説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

〇会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号11について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました12番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号11については原案可決されました。

続いて番号12を議題と致します。

なお、 番・ 君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

君退席)

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長(若松 務君) はい。

番号12について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

利用権の設定等をする者、

さん。

土地の所在、字クチョロ原野219-1の内。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積は、224,617㎡です。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成29年6月2日から平成34年6月1日まで。

土地の引渡時期は、平成29年6月2日。

金額は、年間449,000円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号12につきましては2番・熊谷委員に調査を依頼しておりましたが、本日欠席しておりますので、届いております調査報告をもとに、事務局より報告させていただきます。

平成29年5月11日付けで調査依頼がありまして、5月15日に調査行っております。

利用権の設定等をしようとする農地については、新規の賃貸契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の さんは、相手方の希望により農地を賃貸する ものです。

借主のされば、農地を借受け粗飼料の確保

を図るということであります。

この賃貸契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断致しました。 以上であります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号12について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました2番・熊谷君の代理報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀨日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。 よって、番号12については原案可決されました。



以上をもって、議案第193号、内容12件は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長(佐瀬日出夫君) これをもちまして、第38回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

◎閉会の宣告

〇会長(佐瀬日出夫君) 第38回標茶町農業委員会総会を閉会致します。 どうもご苦労さまでした。

(午前11時35分閉会)